

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

平成27年2月17日提出
霧島市長 前田 終 止

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備等に関する条例

(霧島市教育長の給与等に関する条例の廃止)

第1条 霧島市教育長の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第63号）は、廃止する。

(霧島市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第2条 霧島市特別職報酬等審議会条例（平成17年霧島市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年霧島市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項の表中「教育委員会委員長」を「教育委員会委員」に改める。

別表教育委員会委員長の項を削る。

(霧島市長等の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 霧島市長等の給与等に関する条例（平成17年霧島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 教育長 月額 70万5,000円

第2条第5項に次の3号を加える。

(4) 当該退職に引き続き国又は他の地方公共団体に勤務する者となったもの

(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「教育行政法」という。）第7条の規定により罷免された者

(6) 教育行政法第9条の規定により失職した者
第2条第6項中「、教育長」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。附則第2項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する霧島市教育委員会の教育長が改正法附則第2条第1項の規定により霧島市教育委員会の委員として在職する間は、第1条の規定による廃止前の霧島市教育長の給与等に関する条例の規定、第2条の規定による改正前の霧島市特別職報酬等審議会条例の規定及び第3条の規定による改正前の霧島市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(提案理由)

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化等を図ることを目的とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が施行されることに伴い、関係条例の所要の改正をしようとするものである。